

## 消費税増税時の対応について

今後の景気動向次第では、平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%へ消費税が引き上げられる可能性があります。

これらの消費税率が引き上げられた際の公共料金における対応についてご説明します。

### 1. 対応方法

下表のと通りの対応する予定です。

使用料及び手数料の種類	対応方法
下水道使用料(公営企業)	内税方式から外税方式に変更して、増税に連動します
水道料(公営企業)	内税方式から外税方式に変更して、増税に連動します
ごみ処理	
産業廃棄物(特別会計)	内税方式から外税方式に変更して、増税に連動します
事業系一廃	公共料金等審議会にて諮問します
事業系一廃(生ごみ)	公共料金等審議会にて諮問します
家庭廃棄物	公共料金等審議会にて諮問します
し尿処理手数料	公共料金等審議会にて諮問します

### 2. 説明

- 公共料金につきましては、全て消費税の課税対象となっておりますが、市の一般会計で実施しているものに限っては、事業者(市の一般会計)の納税義務が発生しない仕組みとなっております。

※公営企業や特別会計においては、一般企業と同様に、仕入税額控除制度により算出した金額(売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額)を納付していますが、一般会計に限っては、消費税額から控除することができる金額は、消費税額と同額とみなすこととなっているため、納税する消費税額はゼロとなります。

- 従って、公営企業で実施している「下水道使用料」と「水道料」、産業廃棄物処理事業特別会計で実施している「産業廃棄物」においては、消費税と連動する予定です。

※増税後も、消費税込みでの消費者の負担を変えない場合、実質、使用料(もしくは手数料)を引き下げたこととなります。

- ただし、現状、内税方式になっているため、条例を変更して外税方式とし、使用料(もしくは手数料)と消費税を明確に分ける予定です。そして、今後の消費税率の変更時には、使用料(もしくは手数料)部分は変更しないで、消費税の部分だけ連動させることとします。
- 産業廃棄物以外のごみ処理手数料につきましては、一般会計で実施しています。前述した通り、納税義務はありませんが、処理に関わる費用(委託費などの処理手数料等)における支払消費税は増税されるため、実施事業者(一般会計)の負担増加が見込まれます。料金の改定方法は、従来と同様に収支状況を見ながら、市民負担を決めていく方法とし、8月の公共料金等審議会において「消費税増税後の支払金額(見込み)」により経費(支出金額)を見直した上で、諮問し、料金改定等の対応方針を決めていく予定です。

恵庭市公共下水道条例新旧対照表（抄）

現行	改正案																																						
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、<u>毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する</u></p> <p>_____。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">汚水排出量</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家事用汚水</td> <td>8立方メートルまで</td> <td></td> <td style="text-align: right;">930円</td> </tr> <tr> <td>8立方メートルを超える部分</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">114円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務用汚水</td> <td>8立方メートルまで</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,270円</td> </tr> <tr> <td>8立方メートルを超える部分</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">158円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の汚水</td> <td></td> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">13円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：公衆浴場とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場の営業の用に使用するものをいう。</p> <p>第17条～第32条（略）</p>	種別	汚水排出量	単位	料金	家事用汚水	8立方メートルまで		930円	8立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	114円	業務用汚水	8立方メートルまで		1,270円	8立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	158円	公衆浴場の汚水		1立方メートルにつき	13円	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、<u>次の表に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">基本汚水排出量</th> <th style="text-align: center;">基本料金 (1月につき)</th> <th style="text-align: center;">超過料金 (超過排出量1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用汚水</td> <td>8立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">886円</td> <td style="text-align: right;">109円</td> </tr> <tr> <td>業務用汚水</td> <td>8立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1,210円</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の汚水</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">13円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：公衆浴場とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場の営業の用に使用するものをいう。</p> <p>第17条～第32条（略）</p>	種別	基本汚水排出量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (超過排出量1立方メートルにつき)	家事用汚水	8立方メートルまで	886円	109円	業務用汚水	8立方メートルまで	1,210円	151円	公衆浴場の汚水			13円
種別	汚水排出量	単位	料金																																				
家事用汚水	8立方メートルまで		930円																																				
	8立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	114円																																				
業務用汚水	8立方メートルまで		1,270円																																				
	8立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	158円																																				
公衆浴場の汚水		1立方メートルにつき	13円																																				
種別	基本汚水排出量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (超過排出量1立方メートルにつき)																																				
家事用汚水	8立方メートルまで	886円	109円																																				
業務用汚水	8立方メートルまで	1,210円	151円																																				
公衆浴場の汚水			13円																																				

恵庭市水道事業給水条例新旧対照表（抄）

現行				改正案				
第1条～第25条（略）				第1条～第25条（略）				
<p>（料金）</p> <p>第26条 料金は、別表第1に定めるところにより、用途及びメーターの口径の区分に応じ、当該区分に定める基本料金及び超過料金を合算した額とする</p> <p>—。</p>				<p>（料金）</p> <p>第26条 料金は、別表第1に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>				
第27条～第46条（略）				第27条～第46条（略）				
別表第1				別表第1				
用途及びメーターの口径	基本料金(1月につき)		超過料金 (超過水量 1立方メートルにつき)	用途及びメーターの口径	基本料金(1月につき)		超過料金 (超過水量 1立方メートルにつき)	
	使用水量	料金			使用水量	料金		
家事用に使用するもの	8立方メートルまで	1,250円	224円	家事用に使用するもの	8立方メートルまで	1,191円	214円	
家事用以外に使用するもの	13ミリメートル以下	10立方メートルまで	313円	家事用以外に使用するもの	13ミリメートル以下	1,905円	299円	
	20ミリメートル	10立方メートルまで	313円		20ミリメートル	10立方メートルまで	4,286円	299円
	25ミリメートル	10立方メートルまで	313円		25ミリメートル	10立方メートルまで	6,381円	299円
	30ミリメートル	10立方メートルまで	313円		30ミリメートル	10立方メートルまで	10,858円	299円
	40ミリメートル	10立方メートルまで	313円		40ミリメートル	10立方メートルまで	21,715円	299円
	50ミリメートル	10立方メートルまで	313円		50ミリメートル	10立方メートルまで	10,477円	124円
75ミリメートル	10立方メートルまで	313円	75ミリメートル	10立方メートルまで				
100ミリメートル以上	10立方メートルまで	22,800円	313円	100ミリメートル以上	10立方メートルまで	21,715円	299円	
公衆浴場用	100立方メートルまで	11,000円	130円	公衆浴場用	100立方メートルまで	10,477円	124円	
別表第2（略）				別表第2（略）				

恵庭市個別排水処理施設に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案						
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、個別処理施設の毎使用月において使用者が排除した排水等の量に応じ、次の区分により算定する。</p> <p>(1) 汚水排水量 8 立方メートルまで 930 円</p> <p>(2) 汚水排水量 8 立方メートルを超える部分 1 立方メートルにつき 114 円</p> <p>2～5（略）</p> <p>第14条～第32条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 592 2000 703"> <thead> <tr> <th>基本汚水排水量</th> <th>基本料金 (1月につき)</th> <th>超過料金 (超過排水量1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8立方メートルまで</td> <td>886円</td> <td>109円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>第14条～第32条（略）</p>	基本汚水排水量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (超過排水量1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	886円	109円
基本汚水排水量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (超過排水量1立方メートルにつき)					
8立方メートルまで	886円	109円					

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（案）新旧対照表（抄）

現行			改正案		
第1条～第27条（略）			第1条～第27条（略）		
（産業廃棄物処分手数料）			（産業廃棄物処分手数料）		
第28条 市が産業廃棄物を処分するときは、別表2に掲げる手数料を			第28条 市が産業廃棄物を処分するときは、別表2に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した（その額		
_____徴収する。			に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収する。		
2（略）			2（略）		
第29条～第34条（略）			第29条～第34条（略）		
別表1（略）			別表1（略）		
別表2(第28条関係)			別表2(第28条関係)		
手数料の種類	取扱区分	金額	手数料の種類	取扱区分	金額
(略)	(略)	含水率が30パーセントを超え85パーセント以下の汚泥10キログラムにつき <u>170円</u>	(略)	(略)	含水率が30パーセントを超え85パーセント以下の汚泥10キログラムにつき <u>162円</u>
		含水率が30パーセント以下の汚泥その他の産業廃棄物 10キログラムにつき <u>142円</u>			含水率が30パーセント以下の汚泥その他の産業廃棄物 10キログラムにつき <u>136円</u>
別表3（略）			別表3（略）		